

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月12日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第40号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
条例別表の項	手数料の名称	減免の理由	条例別表の項	手数料の名称	減免の理由
(略)			(略)		
488の項	(略)	1～7 (略) 8 社会福祉法人静岡県共同募金会又は公益社団法人静岡県緑化推進協会が募金を行うために使用するとき。	488の項	(略)	1～7 (略) 8 社会福祉法人静岡県共同募金会が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第112条に規定する共同募金を、又は公益財団法人静岡県グリーンバンクが緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項に規定する緑の募金を行うために使用するとき。
		9 (略)			9 (略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。